

低入札価格調査制度実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、県が発注する建設工事（以下「工事」という。）における低入札価格調査制度の実施に関して必要な事項を定めるものとする。

(適用対象工事等)

第2条 低入札価格調査制度は、予定価格が2億円を超える工事に係る入札に適用する。

(調査基準価格等の設定)

第3条 契約担当者は、低入札価格調査制度を適用する工事においては、予定価格のほか、調査基準価格および失格基準価格を設定するものとする。

(調査基準価格)

第4条 低入札価格調査制度を適用する工事において、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の10第1項の予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者の当該申込みに係る価格によってはその者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認めるときは、その者の申込みに係る価格が、予定価格に次項の規定により算出された割合を乗じて得た額を基準に発注機関の長が設定した額（予定価格に10分の7を乗じて得た額から予定価格に10分の9を乗じて得た額までの範囲内とする。以下「調査基準価格」という。）に満たない場合に第7条の調査に基づいて判断するものとする。

2 前項の割合は、設計額算定の基礎となった次に掲げる額の合計額に100分の105を乗じて得た額を設計額で除して得た割合とする。ただし、その割合が10分の9を超える場合は10分の9とし、10分の7に満たない場合は10分の7とする。

- (1) 直接工事費に100分の95を乗じて得た額
- (2) 共通仮設費に100分の90を乗じて得た額
- (3) 現場管理費に100分の70を乗じて得た額
- (4) 一般管理費に100分の30を乗じて得た額

(失格基準価格)

第5条 失格基準価格は、設計額算出の基礎となった直接工事費に100分の75を乗じて得た額、共通仮設費に10分の7を乗じて得た額、現場管理費に10分の7を乗じて得た額および一般管理費に10分の3を乗じて得た額の合算額に、100分の105を乗じて得た額とする。

2 失格基準価格に満たない価格をもって行った入札は、失格とする。

(入札参加者への周知等)

第6条 契約担当者は、低入札価格調査制度を適用する工事に係る入札をする前に、入札参加資格者に対して当該入札において低入札価格調査制度を適用する旨を周知する。

2 入札の結果、失格基準価格以上で、かつ、調査基準価格に満たない価格をもって入札が行われた場合、契約担当者は、落札の決定を保留する。

(調査の実施および提出書類)

第7条 契約担当者は、入札金額が失格基準価格以上で、かつ、調査基準価格に満たない入札者のうち最低の価格で入札をしたものが、当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあるかどうかを具体的に判断するため、次に掲げる事項について調査を行うものとする。

- (1) 当該工事を行うに当たって当該入札者が予定している労務、資材等の量およびそれらの調達等に関する事項ならびにそれらの適否
- (2) 特別な事由により市場価格より低い価格で労務、資材等の調達ができると主張がある場合におけるその適

否

- (3) 当該入札者の経営状態
 - (4) その他契約担当者等が必要と認める事項
- 2 調査に係る提出書類は、次に掲げるものとする。
- (1) 低入札価格調査表（様式第1号）
 - (2) 入札金額の積算内訳等（様式第2号、第2号の2）
 - (3) 手持工事の状況等（様式第3号、第3号の2）
 - (4) 手持資材の状況（様式第4号）
 - (5) 資材購入先および購入先と入札者の関係（様式第5号）
 - (6) 手持機械類の状況（様式第6号）
 - (7) 労務者の具体的供給見通し（様式第7号）
 - (8) 建設副産物の抛出地（様式第8号）
 - (9) その他必要な調査事項に関する書類
- 3 第1項の調査は、別表に定める失格判断基準に基づき行うものとし、いずれかの基準に該当する場合は、失格とする。

（指名委員会への意見聴取）

第8条 前条の調査の結果、落札者を決定しようとする場合、契約担当者は調査の結果および意見を記載した書面を指名委員会に提出し、その意見を求めなければならない。

（指名委員会の審査および意見の表示）

第9条 指名委員会は、前条の規定により契約担当者等から意見を求められたときは、必要な審査をし、書面によって意見を表示するものとする。

（指名委員会の意見に基づく落札者の決定）

第10条 契約担当者は、前条の規定により表示された指名委員会の意見に基づき、最低価格入札者を落札者とし、または最低価格入札者を落札者とせず、失格基準価格以上で、かつ、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者（以下「次順位者」という。）を落札者とするものとする。

- 2 契約担当者は、落札者を決定したときは、落札者にその旨を通知する。
- 3 契約担当者は、前2項の規定により次順位者を落札者と決定したときは、最低価格入札者に対して落札者とならない旨の通知をするとともに、その他の入札者に対しては、次順位者が落札者となった旨を知らせるものとする。

附 則

この要領は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成20年8月1日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、平成21年3月1日以降の入札公告から施行する。
- 2 施行日前に入札公告を行った入札の手続については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要領は、平成21年7月21日から施行する。
- 2 改正後の第4条、第5条および別表の規定は、施行日以降に入札公告を行う工事に係る入札から適用し、同日以前に入札公告を行った工事に係る入札の手続については、なお従前の例による。

別表(第7条関係)

失 格 判 断 基 準

要領による項目	細目	内 容	
ア 低入札価格調査に協力しないとき	(1)低入札調査資料の提出がない場合または提出された低入札調査資料に不備がある場合	①	低入札価格調査制度実施要領に定める提出書類(様式、添付資料および根拠資料に関する一切の資料を指す。以下、この表において「低入札調査資料」という。)が、指定した期眼までに提出されないとき(提出資料が、一部でも不足している場合を含む。)
		②	低入札調査資料が提出されたものの記載内容等に不備があり、事情聴取が実施できない状態である場合(ただし、軽微な不備(誤記、記載漏れその他これらに類するもので、低入札調査資料の提出者が記載しようとした事項が容易に推測される程度のものをいう。)を除く。)
	(2)事情聴取に応じない場合	①	事情聴取に応じない場合(事情聴取実施日時に遅れた場合(ただし、公共交通機関の遅れなどやむをえない場合を除く。))を含む。)
		②	事情聴取に対し、提出された低入札資料に基づいた根拠のある説明ができない場合
		③	事情聴取に対し、不適正または不誠実な言動があり、正常な調査が実施できない場合
	イ 設計仕様等に適合しない場合	(1)設計仕様書等の品質等を満足していない場合	①
②			業者見積りの各費目が設計額に対して、80%未満かつ500万円以上低くなっている場合において、材料・製品について、設計図書または仕様書で定める品質・規格を一部でも満足していない場合
(2)工事現場および周辺の地理的条件等を考慮していない場合		①	工事の施工手順について、工事現場および周辺の地理的条件等を考慮した計画になっていない場合

要領による項目	細目	内容	
ウ 積算内訳書の算出根拠が適正でない場合	(1)品質確保および安全確保について、支障がある場合	①	直接工事費およびこれに相当する費用について、発注者の設計金額の75%未満の場合
		②	共通仮設費およびこれに相当する費用について、発注者の設計金額の70%未満の場合
		③	現場管理費およびこれに相当する費用について、発注者の設計金額の70%未満の場合
		④	一般管理費およびこれに相当する費用について、発注者の設計金額の30%未満の場合
		⑤	総合評価落札方式における技術提案に係る経費が、積算内訳書に計上されていない場合
	(2)法令違反や下請予定業者等へのしわ寄せがある場合	①	労務単価が、法定最低賃金を下回っている場合
		②	調査対象工事の積算根拠とした下請予定業者、資材購入予定業者等の見積書(以下、この表において「下請見積書」という。)の内容および徴収方法が、適正と認められない場合
		③	下請見積書の「工種等の個々の金額の明細」が、これに対応する「内訳書に対する明細書(低入札調査資料)」の「工種等の個々の金額の明細」に正しく反映(同額以上を計上していること)されていない場合
		④	下請予定業者等からの聞き取り等により、下請見積書の記載価格がいわゆる「指し値」である等不当に低額に設定されていたことが確認できた場合

要領による項目	細目	内容	
エ 建設副産物の処理が適正でない場合	(1)建設副産物、建設発生土および資材に関する運搬計画が適正でない場合	①	下請見積書を提出した者が、運搬に関する必要な許可を受けていない場合(当該許可は下請予定業者への見積依頼日以前のものに限る。)
		②	建設副産物または建設発生土の搬出先が適正でない場合
	(2)上記(1)のほか、入札参加資格委員会が、建設副産物の処理が適正でない場合と認めた場合		
オ 法令違反や契約上の基本事項違反等があると認められる場合	(1)法令違反がある場合	①	適用を受ける関係法令に違反が認められる場合
	(2)契約上の基本事項違反等のある場合	①	適用を受ける契約上の基本事項に違反が認められる場合
	(3)品質確保、安全衛生管理その他工事に必要な施工体制が適正でない場合	①	下請見積書を提出した者が、工事に必要な許可を受けていない場合(当該許可は、下請予定業者への見積依頼日以前のものに限る。)
		②	品質確保体制(人員計画、工種別品質管理計画および工種別出来形管理計画)が適正であることを確認できない場合
		③	安全衛生管理体制(安全衛生教育等・点検計画・仮設の設置計画および交通誘導員配置計画)が適正であることを確認できない場合
(4)上記(1)～(3)のほか、入札参加資格委員会が、法令違反や契約上の基本事項違反等があると認めた場合			

様式第1号(第7条関係)

低入札価格調査表

商号または名称：
工 事 名：

(1) その価格により入札した理由		
(2) その価格で本工事が施工可能であるという理由		【詳細】 様式第2号 様式第2号の2
	① 対象工事付近における手持ち工事の状況	【詳細】 様式第3号
	② 対象工事に関連する手持ち工事の状況	【詳細】 様式第3号の2
	③ 手持ち資材の状況	【詳細】 様式第4号
	④ 今回見積もった材料の品質等級	
	⑤ 資材購入先および購入先と貴社との関係（市場価格より低価格の場合はその理由）	【詳細】 様式第5号
	⑥ 手持ち機械類の状況	【詳細】 様式第6号
(3) 労務者等の具体的供給の見通しおよびその単価（市場価格より低価格の場合はその理由）		【詳細】 様式第7号
(4) 過去3か年間に受注した公共工事名		
発注者		
規模（請負金額）		
(5) 貴社の経営状況（直近の収支決算書の写しを添付）		
(6) 建設副産物の搬出地		【詳細】 様式第8号

※ 数量拾い出し表、下請け（専門業者）の資材見積書、下請け（専門業者）の資材関係発注先入札価格をもって当該工事が施工可能であることを証明する資料等をヒアリング時に持参してく

共通仮設費

内 訳	内 容	計上	積算方法	金 額	積算金額で工事が施工可能な理由
運搬費	重建設機械分解組立輸送費(積上げ分)				
	機械器具の運搬に要する費用				
	現場内における器材の運搬に要する費用				
準備費	準備および跡片付けに要する費用				
	調査、測量、丁張り等に要する費用				
	伐開、整地および除草に要する費用				
安全費	交通管理に要する費用				
	安全施設等に要する費用				
	安全管理等に要する費用				
	上記以外に工事施工上必要な安全対策等に要する費用				
役務費	土地の借上げに要する費用				
	電力、用水等の基本料				
技術管理費	品質管理のための試験等に要する費用				
	出来形管理のための測量等に要する費用				
	工程管理のための資料の作成に要する費用				
	上記以外に技術管理上必要な資料の作成に要する費用				
営繕費	現場事務所、試験室等の営繕に要する費用				
	労働者宿舎の営繕に要する費用				
	倉庫および材料保管場の営繕に要する費用				
	労働者の輸送に要する費用				
	営繕費に係る敷地の借上げ費用				

※該当する項目について記入すること。積算に当たり、特に経費を削減した項目についてはその理由を記載すること。

商号または名称

現場管理費

内 訳	内 容	計上	積算方法	金 額	積算金額で工事が施工可能な理由
労務管理費 (現場労働者に係る費用)	募集、解散に要する経費(赴任旅費、解散手当含む。)				
	慰安、娯楽および更生に要する費用				
	直接工事費等に含まれない作業用具および作業用被服の費用				
	賃金以外の食事、通勤等に要する費用				
	労災保険法等による給付以外に災害時に事業主が負担する費用				
安全訓練等に要する費用	現場労働者の安全・衛生に要する費用および研修訓練等に要する費用				
租税公課	固定資産税、自動車税、軽自動車税等の租税公課				
保険料	自動車保険、工事保険、組立保険、法定外の労災保険、火災保険等				
従業員給料手当	現場従業員の給料、諸手当(危険手当、通勤手当、火薬手当等)および賞与				
退職金	現場従業員の退職金および退職金				
法定福利費	現場従業員および現場労働者に関する労災保険料、雇用保険料、健康保険料および厚生年金保険料の法定の事業主負担額並びに建設業退職金共済制度に基づく事業主負担額				
福利厚生費	現場従業員に係る慰安娯楽、貸与被服、医療、慶弔見舞等福利厚生、文化活動等に要する費用				
事務用品費	事務用消耗品、新聞、参考図書等の購入費				
通信交通費	通信費、交通費および旅費				
交際費	現場へ来客等の応対に要する費用				
補償費	工事施工に伴って通常発生する物件等の毀損の補償費および騒音、振動、濁水、交通等による事業損失に係る補償費				
外注経費	工事を専門工事業者等に外注する場合に必要なとなる経費				
工事登録楼に要する費用	工事实績の登録等に要する費用				
雑費	上記以外の諸費用				

※該当する項目について記入すること。積算に当たり、特に経費を削減した項目についてはその理由を記載すること。

商号または名称

一般管理費

内 訳	内 容	計上	積算方法	金 額	積算金額で工事が施工可能な理由
役員報酬	取締役および監査役に対する報酬				
従業員給料手当	本店および支店の従業員に対する給料、諸手当および賞与				
退職金	退職給与手当金繰入額並びに退職給与引当金の対象とならない役員および従業員に対する退職金				
法定福利費	本店および支店の従業員に関する労災保険料、雇用保険料、健康保険料および厚生年金保険料の法廷の事業主負担額				
福利厚生費	本店および支店の従業員に係る慰安娯楽、貸与被服、医療、慶弔見舞等、福利厚生等、文化活動等に要する費用				
修繕維持費	建物、機械、装置等の修繕維持費、倉庫物品の管理費等				
事務用品費	事務用品費、固定資産に計上しない事務用備品費、新聞、参考図書等の購入費				
通信交通費	通信費、交通費および旅費				
動力、用水光熱費	電力、水道、ガス、薪炭等の費用				
調査研究費	技術研究、開発等の費用				
広告宣伝費	広告、公告、宣伝に要する費用				
交際費	本店および支店などへの来客等の対応に要する費用				
寄付金					
地代家賃	事務所、寮、社宅等の借地借家料				
原価償却費	建物、車両、機械装置、事務用備品等の償却額				
試験研究費償却	新製品または新技術の研究のため特別に支出した費用の償却額				
開発費償却	新技術または新経営組織の採用、資源の開発、市場の開拓のため特別に支出した費用の償却額				
租税公課	不動産取得税、固定資産税等の租税等の租税および道路占有料、その他の公課				
保険料	火災保険およびその他の損害保険料				
契約保証費	契約の保証に必要な費用				
雑費	電算等経費、社内打ち合せ等の費用、学会および協会活動等諸団体会費等の費				

※該当する項目について記入すること。積算に当たり、特に経費を削減した項目についてはその理由を記載すること。

様式第3号(第7条関係)

手持工事の状況(対象工事現場付近)

工 事 名	発注者	工 期	金 額(円)	備 考
				(元請、下請の別)
【経費削減可能額およびその計数的根拠】				
【経費削減可能額およびその計数的根拠】				
【経費削減可能額およびその計数的根拠】				
【経費削減可能額およびその計数的根拠】				
【経費削減可能額およびその計数的根拠】				

【記載要領】

- 1 本様式には、契約対象工事現場付近(半径10km以内程度)での手持ち工事について記載する。
- 2 「経費削減可能額およびその計数的根拠」の欄においては、当該手持ち工事が契約対象工事のどの経費をいくら縮減できるかを根拠を含めて計数的に明らかにする。契約対象工事の工事費の縮減に寄与しない場合は、「縮減対象外」と記載する。

様式第3号の2(第7条関係)

手持工事の状況(対象工事関連)

工 事 名	発注者	工 期	金 額(円)	備 考
				(元請、下請の別)
【経費削減可能額およびその計数的根拠】				
【経費削減可能額およびその計数的根拠】				
【経費削減可能額およびその計数的根拠】				
【経費削減可能額およびその計数的根拠】				
【経費削減可能額およびその計数的根拠】				

【記載要領】

- 1 本様式には、契約対象工事と同種または類似の手持ち工事について記載する。
- 2 「経費削減可能額およびその計数的根拠」の欄においては、当該手持ち工事が契約対象工事のどの経費をいくら縮減できるかを根拠を含めて計数的に明らかにする。契約対象工事の工事費の縮減に寄与しない場合は、「縮減対象外」と記載する

